

# 倫理委員会議事次第

(第78回 2022年5月9日(月) 10:00~12:00)

## I 開会

## II 議題

### 審議事項

1. IESBA 公開草案に対するコメント案 (ET-GA) について

【資料1】

2. 倫理宣言について

【資料2】

### 協議事項

1. テクノロジーNAM (Non-authoritative material) について

【資料3】

### 報告事項

1. 倫理規則改正の定期総会に向けた進め方について

【資料4】

2. ISQM 改訂に伴う倫理規則の適合修正について

【資料5】

3. 会員からの職業倫理相談状況

【資料6】

## III 閉会

以 上

## 配 付 資 料

資 料	資料No.
IESBA 公開草案に対するコメント案 (ET-GA) (和文)	1-1
FINAL-Proposed-Revisions-Relating-to-the- Definition-of-Engagement-Team-and-Group-Audits (公開草案原文)	1-2
FINAL-Proposed-Revisions-Relating-to-the- Definition-of-Engagement-Team-and-Group-Audits (機械翻訳)	1-3
IESBA 公開草案の概要_業務チームとグループ監査	1-4
倫理宣言 (文案)	2-1
倫理宣言 (文案) (修正履歴付き)	2-2
倫理宣言に対するコメント対応表	2-3
名刺サイズ倫理宣言案	2-4
倫理宣言 今後の対応及びスケジュール	2-5
テクノロジー-NAM について (2022年5月9日時点)	3-1
NAM JICPA シナリオ F・G (日本語)	3-2
倫理規則改正の進め方	4
ISQM 関連適合修正	5-1
ISQM 適合修正対応のスケジュール	5-2
ISQM 関連適合修正対比表	5-3
会員からの職業倫理相談状況	6

2022年5月9日  
第78回倫理委員会  
配付資料No. **1-4**



# IESBA公開草案について ～業務チーム及びグループ監査～

2022年4月

# 目次

1. 公表された公開草案 P 3
2. 公表の背景 P 5
3. 公開草案の概要 P 7
4. 適用 P26
5. 公開草案に対する質問項目 P28

# 1. 公表された公開草案

---

# 1. 公表された公開草案

- **業務チーム及びグループ監査に関するIESBA倫理規程改訂案**
  - 2022年2月28日：公開草案の公表（コメント期限：5月31日）
  - 2022年12月：最終版の承認

原文は、以下のIESBA公式ウェブサイトを参照

<https://www.ethicsboard.org/publications/proposed-revisions-code-relating-definition-engagement-team-and-group-audits>

## 2. 公表の背景

---

## 2. 公表の背景

- IAASBにおけるISA220の改訂において、進化する様々なチーム構造を認識するために、“engagement team”（業務チーム）の定義の変更が提案された。
- IAASBにおけるISQC1やISA220の改訂に伴い、ISA600改訂の公開草案が2020年4月に公表された。ISA600改訂の公開草案に対するコメントの中に、業務チームの定義変更に伴い、構成単位の監査人（ネットワークの内外にかかわらず）は、グループ監査目的で監査作業を実施していることから、グループ監査の業務チームに含まれることが明確になったが、これがIESBA倫理規程のパート4Aにおける国際独立性基準の適用に影響を及ぼすのではないかと指摘があった。
- IESBAの「戦略及び作業計画2019-2023」のコンサルテーションでは、グループ監査における国際独立性基準の適用において、ISA600改訂プロジェクトと連携し、グループ監査人のみならず構成単位の監査人が直面する実務上の論点を明確化するための改訂を行うこととなった。
- 2020年3月、IESBA規程における業務チームの定義及びグループ監査の国際独立性基準を見直すプロジェクト案が承認された。プロジェクトの目的は次のとおりであった。
  - IESBA規程における「業務チーム」の定義を、ISA220改訂版における同用語の改訂後の定義と整合させる一方、独立性基準における独立性の要件が明確かつ適切であり、改訂後の定義の範囲内で、監査契約との関連において独立性を保持しなければならない個人のみ適用されるようにすること。
  - ネットワークに属さない構成単位の監査人の独立性を含め、グループ監査において適用する場合に、独立性基準が強固で包括的、かつ明確であるように改訂すること。
- 以上のことを受け、IESBAは2022年2月28日に本公開草案を公表した。



# 3. 公開草案の概要

---

# 3. 公開草案の概要

- A) 業務チームの定義の改正
- B) 審査担当者の独立性
- C) グループ監査における独立性
- D) 構成単位の監査人である会計事務所等の変更
- E) 法定、規制上又はその他の理由による構成単位の監査
- F) 構成単位の監査人である会計事務所等による独立性違反
- G) 適合修正

# 3. 公開草案の概要

## A) 業務チームの定義の改正

- 公開草案における「業務チーム」の定義は、ISQM1における「業務チーム」の定義と一致するように改正し、IESBA倫理規程パート4A及び4Bに関連して、様々なチームの性質を明確にするための説明的ガイダンスが設けられている。
- 次の者が「業務チーム」に含まれることを明確にしている。
  - ▶ グループ監査における構成単位の監査人（ネットワーク内外）に所属する個人
  - ▶ グループ監査におけるサービスプロバイダーに所属する個人（ED 400.A及びB参照）
- 外部専門家は従来から変わらず対象外（ED 400.C参照）
- 監査業務の審査担当者は監査業務チームのメンバーに含まれる（ED 400.D参照）。
- 監査業務においてdirect assistanceを行う内部監査人も、従来から変わらず対象外

# 3. 公開草案の概要

## B) 審査担当者の独立性

- 現行IESBA倫理規程では、「監査チーム」「レビューチーム」「保証チーム」の定義において、会計事務所等又はネットワーク・ファームの審査担当者（EQR）のみを対象にしている。
- 公開草案では、会計事務所等又はネットワークの内外にかかわらず、EQRは同じ独立性の要件に従うべきであるとし、「監査チーム」「レビューチーム」「保証チーム」の定義において、“(b) or engaged by”を追加することによって、ネットワーク外のEQRも対象にしている。

# 3. 公開草案の概要

## C) グループ監査における独立性

- グループ監査における独立性について、次の二つの異なる観点からアプローチしている。
  - ▶ グループ監査業務に関与する個人の独立性
  - ▶ グループ監査業務に関与する会計事務所等（ネットワークの内外を問わない）の独立性
- 上記について詳しく説明するため、セクション 405（グループ監査）の新設と、用語集への新しい用語の追加を提案している。
- また、ED 405.2 A1項において、ISA600（改訂）において言及されている独立性の要件とは、同項で定められているものであることを説明している。

# 3. 公開草案の概要

## C) グループ監査における独立性

- 個人の独立性
  - ▶ ネットワーク内のグループ監査人及び構成単位の監査人の会計事務所等の個人に適用される独立性要件を、次の者にも適用すべきであることを提案している（ED R405.3項）。
    - ◆ ネットワーク外の会計事務所等において構成単位の監査業務を実施する個人
    - ◆ サービスプロバイダーに所属する個人

# 3. 公開草案の概要

## C) グループ監査における独立性

- 会計事務所等の独立性（ネットワーク内のグループ監査人及び構成単位の監査人の場合）
  - ▶ ネットワーク内のグループ監査人である会計事務所等及び構成単位の監査人である会計事務所等は、従来より監査業務の依頼人に対して独立性を保持することが要求されているが、グループ監査の文脈で明確化するために、二つの要求事項を新設することを提案している（ED R405.4項及びR405.5項）。

# 3. 公開草案の概要

## C) グループ監査における独立性

- 会計事務所等の独立性（ネットワーク外の構成単位の監査人の場合）
  - ▶ ネットワーク外の構成単位の監査人である会計事務所等については、PIEとnon-PIEとで、適用される独立性要件を区別するアプローチを提案している。
  - ▶ その上で、ネットワーク外の構成単位の監査人である会計事務所等について、次の独立性規定を提案している。
    - ◆ ネットワーク外の構成単位の監査人である会計事務所等は、全ての監査業務の依頼人に関して会計事務所等に適用されるパート4Aの独立性の規定に準拠し、構成単位である監査業務の依頼人に対して独立性を保持している必要がある（ED R405.6項(a)）。
    - ◆ グループ監査の依頼人がPIEであり、かつ、構成単位である監査業務の依頼人自体はPIEではない場合、構成単位である監査業務の依頼人に関連して構成単位の監査人である会計事務所等に適用される独立性規定は、PIEの規定となる（ED R405.10項）。
    - ◆ グループ監査の依頼人がnon-PIEである場合、構成単位である監査業務の依頼人がPIEであるか否かにかかわらず、グループ監査の目的で、構成単位である監査業務の依頼人に関する構成単位の監査人である会計事務所等の独立性規定は、non-PIEの規定となる（ED R405.9項）。
    - ◆ グループ監査の依頼人がPIEである場合、又はPIEでない場合のいずれであっても、概念的枠組みは、現行のR400.20の関連事業体に関する規定における“reason to believe”テストに基づいて、構成単位の監査の依頼人の全ての関連事業体に関して適用される（ED R405.7項）。



# 3. 公開草案の概要

## C) グループ監査における独立性

- 会計事務所等の独立性（ネットワーク外の構成単位の監査人の場合）（続き）
  - ▶ さらに、全てのグループ監査の依頼人について、構成単位の監査人である会計事務所等のネットワークに属する会計事務所等と、構成単位である監査業務の依頼人又はグループ監査の依頼人との関係又は状況に関しても、同じ概念的枠組みを適用することを提案している（ED R405.8項）。

# 3. 公開草案の概要

## C) グループ監査における独立性

- グループ監査の依頼人との金銭的利害
  - ▶ ネットワーク外の構成単位の監査人である会計事務所等に対し、グループ監査人である会計事務所等が意見を表明するグループ監査の依頼人に対して、直接的又は間接的だが重要な金銭的利害を有することを禁止することを提案している（ED R405.6項(b)）。
- ローン及びローンの保証
  - ▶ ネットワーク外の構成単位の監査人である会計事務所等に対するセクション511のローン及びローンの保証の禁止事項は、グループ監査の依頼人に関してのみ適用することとしている（ED R405.6項(c)）。
- その他の利害及び関係
  - ▶ 現行のR400.20の考え方と同様に、“reason to believe”テストにより概念的枠組みを適用すべきであるとされている（ED R405.7項）。

# 3. 公開草案の概要

## C) グループ監査における独立性

- 主要な監査パートナー（KAP）
  - ▶ GEP（※）は、グループ監査目的のために構成単位に関連する監査業務を実施するEPが、グループ財務諸表監査に関する重要な事項についての決定及び判断を行う役割を有することから、当該EPがグループ監査におけるKAPであると判断し得ることを説明するための指針を提案している。したがって、GEPがその決定を本人に伝えれば、その者は、KAPに適用される規定に従うこととなる（ED 405.11 A1項）。

※GEP(Group Engagement Partner)とは、グループ監査の責任者である監査責任者をいう。

# 3. 公開草案の概要

## C) グループ監査における独立性

- 非保証業務（NAS）
  - ▶ グループ監査の依頼人がPIEである場合、構成単位である監査業務の依頼人がnon-PIEであっても、ネットワーク外の構成単位の監査人の会計事務所等が構成単位である監査業務の依頼人に提供するNASの独立性要件は、PIEに適用されるものであることを明確にするための適用指針を提案している（ED 405.12 A1項）。
  - ▶ 構成単位の会計事務所等が構成単位である監査業務の依頼人に対してNASを提供することによって生じる自己レビューという阻害要因を評価する際の基準は、構成単位の監査人の会計事務所等がグループ監査のために監査業務を行っている財務情報であることを明確にするための適用指針を提案している（ED 405.12 A2項）。

# 3. 公開草案の概要

## D) 構成単位の監査人である会計事務所等の変更

- ▶ 次の場合において、構成単位の監査人である会計事務所等の独立性に対する阻害要因が生じる可能性があることを説明する適用指針を提案している（ED 405.13 A1項）。
  - ◆ グループ財務諸表が対象としている期間中又は期間後であり、構成単位の監査人の会計事務所等が監査業務の実施に同意する前の、構成単位である監査業務の依頼人との金銭的利害又はビジネス関係、又は、
  - ◆ 構成単位である監査の依頼人に提供した過去の業務
- ▶ 非保証業務に関連して改訂されるIESBA倫理規程の適用指針（400.31 A1項-A3項）は、グループ財務諸表が対象としている期間中又は期間後であって、構成単位の監査人の会計事務所等がグループ監査を目的とした監査作業を開始する前に、構成単位である監査の依頼人に非保証業務を提供しており、かつ、業務期間中であれば、当該非保証業務の提供は禁止されるものであるときは、独立性に関する阻害要因が生じるという規定は、ネットワーク外の構成単位の監査人である会計事務所等に対しても適用されることを提案している（ED 405.13 A2項）。

# 3. 公開草案の概要

## E) 法定、規制上又はその他の理由による構成単位の監査

- ▶ 構成単位の監査人の会計事務所等が法定、規制上又はその他の理由により構成単位である監査業務の依頼人の財務諸表に対する監査意見を表明するために別途契約する場合において、グループ監査目的のために適用される独立性要件とは異なる要件に従う必要がある可能性があることを説明する適用指針を提案している（ED 405.13 A1）。
  - ◆ 例：構成単位である監査業務の依頼人がPIEであり、法定監査の対象となっている場合には、グループ監査の依頼人がnon-PIEであっても、構成単位である監査業務の依頼人の法定監査には、PIEの独立性の要件が適用される。

# 3. 公開草案の概要

## F) 構成単位の監査人である会計事務所等による独立性違反

- ▶ 構成単位の監査人である会計事務所等で違反が確認された場合に対処するため、セクション405に要求事項と適用指針を新設することを提案している。
- ▶ ネットワーク内の構成単位の監査人である会計事務所等
  - ◆ 現行の規定では、ネットワークの構成単位の監査人である会計事務所等の独立性要件違反は、事実上、会計事務所等の独立性要件違反と同じであり、ネットワークの会計事務所等がネットワーク内の他の会計事務所等の監査業務の依頼人から独立していることが要求されていることから、同じように対応することになる。
  - ◆ 公開草案では、グループ監査の文脈で、現行規定の下で従うべきプロセスと関連付けるため、グループ監査人である会計事務所等のネットワーク内の 構成単位の監査人である会計事務所等が、セクション405の違反が発生したと結論付けた場合、構成単位の監査人である会計事務所等はまず、その違反を GEP に直ちに伝えることを提案している。その後、GEP は、違反を評価し、違反に対処する現行の規定に従って取るべき適切な措置を決定することが要求される (ED R405.14項) 。

# 3. 公開草案の概要

## F) 構成単位の監査人である会計事務所等による独立性違反

- ▶ ネットワーク外の構成単位である監査人の会計事務所等
  - ◆ グループ監査人である会計事務所等が、ネットワーク外の構成単位の監査人である会計事務所等がグループ監査に適用される独立性の要件を全て遵守することを確保するために必要な監視及び懲戒手続を実施することは実務上不可能である。このため、IESBA倫理規程では、ISA600改訂版に依拠し、グループ監査人である会計事務所等が、構成単位の監査人である会計事務所等がグループ監査に適用される倫理的な要求事項を理解し遵守することを確認し、構成単位の監査人である会計事務所等から当該倫理的な要求事項を遵守していることの確認書を入手することができるようにしている（ISA600改訂版 25項及び45項）。
  - ◆ グループ監査における独立性要件は、業務チームの全てのメンバーに適用され、例えば、金銭的利益、ビジネス上の関係、雇用関係などに関連するものが含まれる。また、多くの独立性要件は、関連する個人の家族及び近親者にも適用される。したがって、構成単位の監査人レベルの独立性要件違反は、これらの個人のいずれかによって引き起こされる可能性があるが、IESBAは、構成単位の監査人である会計事務所等において独立性規定に違反があったことを理由に、グループ監査人である会計事務所等も自動的にグループ財務諸表に対する意見を表明できない、と示唆しないよう慎重である。例えば、構成単位である監査業務の依頼人に関する違反が不注意で軽微であった場合、グループ監査で実施された全ての監査業務の信頼性に疑いを持たせることは、公共の利益に反すると考えている。そのため、構成単位の監査人である会計事務所等のレベルにおける違反の事実と状況を慎重に検討する必要がある。さらに、グループ監査人である会計事務所等が構成単位の監査人である会計事務所等の業務をグループ監査の目的のために利用することができるという文脈において、IESBA は、客観性の原則が重要であると考えている。



# 3. 公開草案の概要

## F) 構成単位の監査人である会計事務所等による独立性違反

### ▶ ネットワーク外の構成単位の監査人である会計事務所等（続き）

- ◆ これらの点を考慮し、IESBA は、ネットワーク外の構成単位の監査人である会計事務所等の違反に対処するプロセスを、現行 IESBA 倫理規程の違反に対処するプロセスとほぼ同様の原則に従うことを提案している。したがって、構成単位の監査人である会計事務所等のレベルで違反があった場合、セクション405は、構成単位の監査人である会計事務所等が、違反の重大性及びその影響に対処するための行動の評価とともに、違反をGEPに迅速に伝えることを含む、幾つかの行動をとることを提案している（ED R405.15）。その後、GEP は、更なる措置の必要性を決定する前に、構成単位の監査人である会計事務所等の客観性及び構成単位の監査人である会計事務所等の業務をグループ監査目的のために利用できるかどうかと与える影響に焦点を当てて、違反を評価する必要がある（ED R405.16-17）。
- ◆ IESBAは、状況によっては、グループ監査人である会計事務所等が構成単位の監査人である会計事務所等の業務を利用できるようにするため、違反を十分に是正して、構成単位の監査人である会計事務所等の対応を超える追加の措置が必要であると GEP が判断する可能性があることを明確にする適用指針を提案している（ED 405.18 A1）。他方、GEPが、違反を十分に是正できないと判断した場合、IESBA は、ISA600（改訂版）と整合する規定として、グループ監査人である会計事務所等は構成単位の監査人である会計事務所等の業務を使用できないことを認識するとの適用指針を提案している。そのような状況では、セクション405は、グループ監査人である会計事務所等がグループ財務諸表に対する意見を表明することを可能にするため、構成単位である監査業務の依頼人の財務情報に関して必要な監査証拠を入手するための他の手段を見つけるようGEP に指示している（ED 405.18 A2）。

# 3. 公開草案の概要

## F) 構成単位の監査人である会計事務所等による独立性違反

- ▶ ガバナンスに責任を有する者（TCWG）とのコミュニケーション
  - ◆ グループ監査人である会計事務所等は、グループ監査の依頼人のTCWG と、違反の重要性及び提案・実施された措置が違反の影響に十分に対処できるかどうかを含め、構成単位の監査人である会計事務所等の違反についてコミュニケーションを行わなければならないとする要求事項を提案している（ED R405.19）。
  - ◆ グループ監査人である会計事務所等は、もしTCWG が、提案又は実施された措置が違反の結果に十分に対処しているというグループ監査人である会計事務所等の評価に同意しない場合、構成単位の監査人である会計事務所等の業務をグループ監査の目的で使用することができないとする要求事項を提案している（ED R405.20）。

# 3. 公開草案の概要

## G) 適合修正

- 適合修正
  - ▶ ISA 600（改訂）の用語に合わせるためのセクション360の適合修正
  - ▶ 2021年4月に発行されたNAS規定の適合修正
  - ▶ 業務チームの定義の改訂に伴う適合修正
  - ▶ 品質マネジメント関連の適合修正

# 4. 適用

---

## 4. 適用

- ▶ 最終版の適用時期については、ISA600改訂版の適用時期（※）と調整する必要があるとしている。

※：ISA600改訂版は、2023年12月15日以後に開始する期間の財務諸表に対する監査より適用予定

## 5. 公開草案に対する質問項目

---

# 5. 公開草案に対する質問項目 (1 / 3)

## I. 特定の事項に関するコメントの要請

### 和訳

1. 以下のような、ET (Engagement Team) の定義の改訂に関する規定の改正案に同意しますか(第1章、第4章及び第6章参照)。
  - (a) 改訂された「業務チーム」、「監査業務チーム」、「レビュー業務チーム」及び「保証業務チーム」の定義
  - (b) 400.A 項から 400.D 項までのexplanatory guidance
2. EQRが会計事務所等及びそのネットワーク以外から調達される可能性があることを認識するために、「監査業務チーム」、「レビュー業務チーム」及び「保証業務チーム」の定義を変更することに同意しますか (第6章参照)。
3. グループ監査における独立性の検討 (第1章及び第6章参照) について、セクション405で使用されている新しい定義付けの提案に同意しますか。
4. セクション405 (第1章) の提案に関連して、IESBAが提案している原則に同意しますか。
  - (a) グループ監査に関与する個人に関する独立性
  - (b) グループ監査人の会計事務所等のネットワーク内外の構成単位の監査人の会計事務所等を含む、グループ監査に従事する会計事務所等との関係における独立性
5. ネットワークに属さない構成単位の監査人の会計事務所等について、セクション405の具体的な提案に同意しますか。
  - (a) グループ監査業務の依頼人との利害関係、及び
  - (b) ローン及びローンの保証

# 5. 公開草案に対する質問項目 (2 / 3)

## I. 特定の事項に関するコメントの要請 (続き)

### 和訳

6. 提案されている 405.12 A1～405.12 A2 におけるネットワーク外の構成単位の監査人の会計事務所等による構成単位の監査業務の依頼人に対するNASの提供に関する適用指針は、十分に明確かつ適切ですか。
7. 405.13 A1～405.13 A2において、グループ財務諸表が対象としている期間中又は期間後の構成単位の監査人の会計事務所等の変更に関する適用指針は、十分に明確かつ適切ですか。
8. 構成単位の監査人の会計事務所等による独立性違反に対処するためのセクション405の提案に同意しますか。
9. 第2章から第6章に詳述されている適合修正の提案に同意しますか。
10. IESBAが2023年12月に最終版を承認するとの前提で、最終的な改訂版の適用日を ISA 600 (改訂) の適用日に合わせるというIESBAの提案に賛成しますか。



# 5. 公開草案に対する質問項目 (3 / 3)

## II. 全般的なコメントの要請

### 和訳

中小規模の事業体及び中小監査事務所 – IESBAは、中小規模の事業体及び中小監査事務所から、本公開草案に関するあらゆる観点からのコメントを求めている。

規制当局及び監査監督機関 – IESBAは、規制当局及び監査監督機関のメンバーから、執行の観点からのコメントを求めている。

途上国 – IESBAは、多数の途上国が倫理規程を採用している、又はアドプションの過程にあることを認識しており、本公開草案について、特に途上国の環境で適用する際の予測し得る困難について、これらの国から回答を求める。

翻訳 – IESBAは、多数の回答者が自身の環境において導入するために、最終公表物の翻訳を想定していることを認識しており、回答者が本公開草案をレビューしている際に気付くかもしれない、翻訳に係る潜在的な問題に関するコメントを歓迎する。



# Engage in the Public Interest

社会に貢献する公認会計士

会員からの職業倫理相談状況(前回の倫理委員会以降)

2022年4月25日: 4件

【相談カテゴリー内訳】

同時提供(1件)

就職制限(1件)

その他 (2件)

作業部会 審議日	件 数	相談事項
4月25日	1	一般社団法人幹事による監査業務の提供の可否について
	2	監査先への給与計算事務の提供の可否について
	3	監査法人社員の競業禁止について
	4	監査業務チームのメンバーが監査業務の依頼人である学校法人の学生である 場合について